

「ピカリャ〜」イラスト・画像データ使用許諾に関する規程

趣 旨

第1条 この規程はピカリャ〜のロゴ・キャラクターのイラスト・画像データ（以下イラストデータ）の商用利用に関し、必要な手続きを定めるものとする。

キャラクターに関する権利

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、一般社団法人竹富町観光協会（以下「甲」という）に属する。

使用許諾

第3条 ピカリャ〜のイラストデータを商用利用する者（以下「乙」という）は、あらかじめ申請を行い、甲と使用許諾契約を締結しなければならない。使用許諾を受けた事項を変更する場合についても同様とする。

使用許諾の期間

第4条 使用許諾の期間は、第1条・第3条の規定により使用許諾を受けた日から1年間とする。期間満了後において引き続き本件イラストデータを使用するとき、使用許諾を受けた事項を変更する場合は、更新・変更申請を行い、使用許諾を受けなくてはならない。

使用許諾の制限

第5条 次の各号のいずれかに該当する時は、甲により使用を許諾しないものとする。

- (1) 本件イラストデータ使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認めるとき。
- (2) 本件イラストデータ及び、キャラクターのイメージを損ねる恐れがあると認めるとき。
- (3) 特定の個人・企業・政党・宗教団体の活動などに使用するとき。
- (4) イラストデータ等の著しい変形、その他イラストデータ等の使用が適当でないと認められるとき。

利用上の遵守事項

第6条 第3条の規定による使用許諾を受けた乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品もしくは完成画像等を提出すること。
- (3) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾クレジット（竹富町マスコットキャラクターピカリャ〜等）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

使用許諾契約の解除

第7条 甲は、乙が次の各号に該当する時、使用許諾契約の解除及び使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 乙が規定に基づく取扱い要領に違反したとき。
- (2) 乙が第3条・第4条・第6条の使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 甲により、前条各号のいずれかに該当し、使用が適正でないと認められたとき。

有償使用について

第8条 本件イラストデータを商用で使用する場合は、有償とする。

使用許諾料

第9条 本件イラストデータの使用許諾料は、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める額とする。

- (1) 販売目的として製造する製品及びパッケージ、それに準ずるもの（以下商品）に使用する場合に、次に定める額を請求する。
 - ①販売・卸価格 税込 3,000 円未満：商品の販売額（税込価格）× 予定製造数量× 5%
 - ②販売・卸価格 税込 3,000 円以上：商品の販売額（税込価格）× 予定製造数量× 3%
- (2) その他特殊な事情がある場合は、甲が定める額

使用許諾料の支払い

第10条 乙は第3条・第4条に基づく使用許諾の対価として、次に指定する時期に第9条の規定で算出した使用許諾料を、甲の指定する口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は乙の負担とする。

- (1) 一括払い：本契約の締結日から 30 日以内
 - (2) 実績払い：6月30日、9月30日、12月31日、3月31日に先立つ3ヶ月間に販売した商品について、それぞれ翌月 30 日以内
2. 納入された使用許諾料は理由のいかんを問わず、これを還付しない。

実績報告

第11条 乙は、甲に対し、本契約締結後、第10条(2)に基づく期間に販売した商品の数量、販売単価、総販売額、実績料を記載した報告書を、それぞれ使用許諾料納入日までに提出する。

2. 乙は、甲に対し、当該期間に本件商品の販売実績がない場合も、その旨を記載した報告書を提出する。

無償使用について

第12条 甲により本件イラストデータの無償提供を許諾する基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 国・地方公共団体、その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会・NPOなど公共的団体等が公益活動に使用するとき。
- (3) 報道機関が報道目的として使用するとき。

(4) 出版社・旅行社が使用し、竹富町への誘客効果が期待できるとき。

(5) 甲により無償提供が適当であると認めたとき。

損失補償等の責任

第13条 甲は、キャラクター等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2. 乙は、キャラクター等を利用した商品等の^{かし}瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、甲に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3. 乙は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

利用の非独占性等

第14条 この規程による使用許諾は、乙が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について甲の推奨を行うものではない。

目的外使用・権利譲渡の禁止

第15条 乙は使用許諾を受けた事項以外の目的に本件イラストデータを使用できない。
また、その権利を譲渡・転貸することはできない。

協議

第16条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈に疑義ある事項については、信義誠実の原則に従って甲乙協議の上、これを解決する。

その他

第17条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関し必要な事項は、甲が別に定める。

付則

この規程は令和5年4月3日から施行する